

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特定非営利活動法人設立の認証
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則 さいたま市における「NPO法の認証運用方針」
条 項		法第10条、12条 条例第2条 細則第2条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の法令等に規定する要件から総合的に判断する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定非営利活動促進法第10条、第12条 ● さいたま市特定非営利活動促進法施行条令第2条 ● さいたま市特定非営利活動促進法施行細則第2条 ● さいたま市における「NPO法の認証運用方針」
	設定等年月日	平成26年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	55日
	設定等年月日	平成29年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		